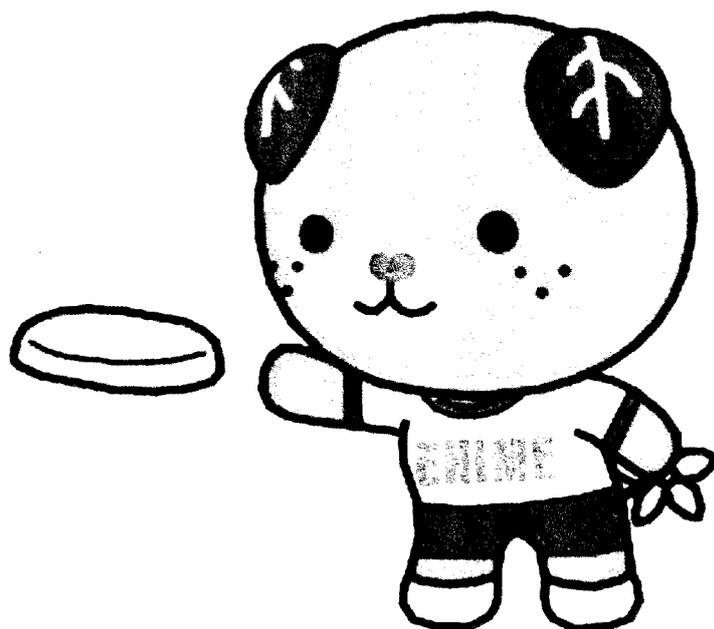


2021年度

愛媛県障害者フライングディスク協会
総 会 議 案



愛媛県障害者フライングディスク協会

2020年度愛媛県障害者フライングディスク協会 事業報告書

(2020年4月1日～2021年3月31日)

日時		行事	場所
4月18日	土	2020年度総会	松山市総合福祉センター
5月2日	土	第1回事務局会	松山市畑寺児童館
5月16日	土	いきいきヘルシーデー	西条市民病院
5月24日	日	第15回愛媛県障がい者スポーツ大会	愛媛県総合運動公園
6月13日	土	第1回定例役員会(理事会)	愛媛県視聴覚福祉センター
6月		第20回全国障害者スポーツ大会選手選考会	松山市身体障がい者福祉センター
6月18日	木	愛媛県障がい者スポーツ協会総会	愛媛県身体障がい者福祉センター
6月28日	日	西日本障害者フライングディスク競技大会	岡山ドーム
8月4日	火	障害者スポーツ普及啓発イベント1	伊台公民館(松山)
8月8日	土	障害者スポーツ普及啓発イベント2	シーパMAKOTO(松山)
8月23日	日	障害者スポーツ普及啓発イベント3	正念寺(松山)
9月6日	日	レクリエーション・インストラクター養成講習会 障害者スポーツ普及啓発イベント4	えひめ青少年ふれあいセンター
9月12日 ～13日	土 ～ 日	フライングディスク強化練習会	愛媛県身体障がい者福祉センター
9月21日	月	eスポーツ・パラスポーツフェスタ	エミフル MASAKI
9月22日	火	第6回西条市障害者フライングディスク大会	ビバ・スポルディア SAIJO
10月3日	土	第7回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会 愛媛大会 本人大会第4分科会 Let'sスポーツ 「えひめ2020」	愛媛県身体障がい者福祉センター
10月21日	水	障害者スポーツ普及啓発イベント5	伊予児童センターみんくる
10月24日 ～26日	土 ～ 日	第20回全国障害者スポーツ大会 燃ゆる感動かごしま大会	鹿児島県立サッカー・ラグビー場
10月25日	日	第1回臨時役員会(理事会)	愛媛県視聴覚福祉センター
10月31日 ～11月3日	土 ～ 火	第33回全国健康福祉祭ぎふ大会 ねんりんピック岐阜2020	岐阜県可児群見御嵩町 南山公園
11月12日	木	第38回ゆうあいスポーツ大会(雨天時11日)	愛媛県総合運動公園
11月8日	日	身体障がい者スポーツ交流大会&体験会	北条スポーツセンター
11月9日	月	障害者スポーツ普及啓発イベント6	松山記念病院
11月10日	火	視聴覚交流サロン	愛媛県身体障がい者福祉センター
11月18日	水	体験授業	松山市立雄郡小学校

日時		行事	場所
11月22日	日	第12回四国ブロックバリアフリーディスクゴルフ大会	徳島県三好郡東みよし町西庄字横手1
11月27日	金	ディスク来年度の障がい者スポーツ大会開催における協議	愛媛県身体障がい者福祉センター
11月29日	日	ディスクゴルフ大会	愛媛県身体障がい者福祉センター
12月12日	土	第2回愛媛県バリアフリーディスクゴルフ大会	城山公園堀之内
12月28日	月	障害者スポーツ普及啓発イベント7	道後平第一公園
1月5日	水	障害者スポーツ普及啓発イベント8	道後平第一公園
1月9日	土	障害者スポーツ普及啓発イベント9	松山市畑寺児童館
1月16日 1月17日	土 日	公認指導者養成講習会	愛媛県身体障がい者福祉センター
1月17日	日	障害者スポーツ普及啓発イベント10	正念寺(松山)
2月10日	水	障害者スポーツ普及啓発イベント11	伊予児童センターみんくる
2月21日	日	障害者スポーツ普及啓発イベント12	正念寺(松山)
2月20日	土	第2回定例役員会(理事会)	松山市総合福祉センター
3月14日	日	第3回愛媛県障害者フライングディスク競技大会	西予市宇和運動公園多目的広場
3月18日	木	愛媛県障がい者スポーツ協会総会	愛媛県身体障がい者福祉センター
4月3日	土	第3回定例役員会(理事会)	松山市総合福祉センター

教室・体験会開催状況

毎月第3土曜日 FD 教室 愛媛県身体障がい者福祉センター

毎月第1土曜日 FD 体験会 松山市畑寺児童館グラウンド

毎週金曜日 FD 教室 サン・アビリティーズ今治

2020年度愛媛県障害者フライングディスク協会収支決算書

収入の部

	項目	当初予算額	補正予算額	補正後予算(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	備考
会費収入	正規会員	120,000		120,000	124,000	4,000	正会員62名
	賛助会員	10,000		10,000	10,000	0	賛助会員10名
	団体賛助会員	5,000		5,000	20,000	15,000	団体会員4団体
	小計	135,000	0	135,000	154,000	19,000	
事業収入(委託金)	愛媛県大会	75,000	-75,000	0	0	0	
	愛媛県レクリエーション協会	0		0	6,286	6,286	
	南海放送	0		0	36,000	36,000	
	西条市スポーツ協会	24,500		24,500	35,000	10,500	
	愛媛県身体障がい者福祉センター	20,000		20,000	40,000	20,000	
	小計	119,500	-75,000	44,500	117,286	72,786	
事業収入(補助金)	選手育成強化事業	250,000		250,000	250,000	0	
	赤い羽根共同募金助成金	300,000		300,000	235,000	-65,000	大会規模縮小のため
	三浦保助成金	300,000		300,000	300,000	0	
	コープえひめ	100,000		100,000	100,000	0	
	日本スポーツ協会	0	342,000	342,000	342,000	0	
	小計	950,000	342,000	1,292,000	1,227,000	-65,000	
寄付金収入	寄付金収入	50,000		50,000	76,706	26,706	
	小計	50,000	0	50,000	76,706	26,706	
その他の収入	預金利子	5		5	2	-3	
	大会参加費	75,000		75,000	22,500	-52,500	
	講習会参加費	75,000		75,000	0	-75,000	コロナの為中止
	雑収入	50,000		50,000	203,800	153,800	
	小計	200,005	0	200,005	226,302	26,297	
前期繰越金		440,096		440,096	440,096	0	
収入合計		1,894,601	267,000	2,161,601	2,241,390	79,789	

支出の部

	項目	当初予算額(A)	補正予算額(B)	補正後予算(C)	決算額(D)	増減額(D-C)	備考
事業費	選手育成強化事業	250,000		250,000	250,000	0	
	FD競技大会運営事業	300,000		300,000	235,000	-65,000	
	講習会開催事業	300,000		300,000	300,000	0	
	スポーツイベント開催事業	100,000		100,000	100,000	0	
	スポーツ事業継続支援事業	0	342,000	342,000	342,000	0	
	小計	950,000	342,000	1,292,000	1,227,000	-65,000	
管理費	人件費(謝金)	5,000		5,000	58,642	53,642	
	事務費(旅費・福利厚生)	200,000	-75,000	125,000	142,232	17,232	
	事業費(会議費等)	182,000		182,000	179,179	-2,821	
	小計	387,000	-75,000	312,000	380,053	68,053	
次期繰越金		557,601		557,601	634,337	76,736	
支出合計		1,894,601	267,000	2,161,601	2,241,390	79,789	

2020年度の歳入歳出について監査を行った結果収支決算は正確であり、
証拠書類も整備されており適正に執行されているものと認めます。

監 査 本 智 弘 印

監 査 高 橋 章 哲 印

2021年度愛媛県障害者フライングディスク協会 事業計画（案）

（2021年4月1日～2022年3月31日）

主催

日時		行事	場所
6月19日 6月20日	土 日	公認指導者養成講習会	愛媛県身体障がい者福祉センター
12月11日	土	第3回愛媛県バリアフリーディスクゴルフ大会	松山市城山公園
3月13日	日	第4回愛媛県障害者フライングディスク競技大会	愛媛県身体障がい者福祉センター

主管

日時		行事	場所
5月23日	日	えひめパラスポ記録会	愛媛県総合運動公園
9月12日	日	第7回西条市障害者フライングディスク大会	ビバ・スポルディア SAIJO

協力

日時		行事	場所
9月18日	土	スポーツ教室(フライングディスク)	愛媛県身体障がい者福祉センター
10月16日	土	スポーツ教室(フライングディスク)	愛媛県身体障がい者福祉センター
10月		体験授業	松山市立雄郡小学校
10月23日 ～25日	土 ～ 月	第21回全国障害者スポーツ大会 三重とこわか大会	朝日ガスエナジー東員スタジアム
11月		第38回ゆうあいスポーツ大会	愛媛県総合運動公園
11月6日	土	ディスクゴルフ大会	愛媛県身体障がい者福祉センター

会議

日時		行事	場所
4月16日	金	選手選考会議	愛媛県身体障がい者福祉センター
4月17日	土	2021年度総会	松山市総合福祉センター
5月14日	金	選手団説明会	愛媛県身体障がい者福祉センター
6月12日	土	第1回定例役員会(理事会)	松山市総合福祉センター
6月		愛媛県障がい者スポーツ協会総会	愛媛県身体障がい者福祉センター
2月	土	第2回定例役員会(理事会)	松山市総合福祉センター
3月		愛媛県障がい者スポーツ協会総会	愛媛県身体障がい者福祉センター

日時		行事	場所
4月2日	土	第3回定例役員会(理事会)	松山市総合福祉センター

FD教室・体験会

毎月第3土曜日 FD教室 愛媛県身体障がい者福祉センター

毎週金曜日今治 FD教室 サン・アビリティーズ今治

毎月第1土曜日 FD体験会 松山市畑寺児童館

2021年度 愛媛県障害者フライングディスク協会 収支予算(案)

1 収入の部

区 分	予 算 額(円)	摘 要
会費収入	140,000円	正規会員60名×2,000円 賛助会員10名×1,000円 団体賛助会員2団体×5,000円
事業収入(委託金)	229,560円	愛媛県大会185,060(内人件費117,500円) 西条市スポーツ協会7名×3,500円 ディスクゴルフ大会4名×5,000円
事業収入(補助金)	950,000円	選手育成強化250,000円 共同募金300,000円 三浦保300,000円 コープえひめ100,000円
その他収入	230,005円	寄附金50,000円 預金利子5円 大会参加費500円×10人 1000円×30人 大会参加費500円×10人 1000円×30人 講習会参加費20人×3,000円 雑収入50,000円
前期繰越金	634,337円	
計	2,183,902円	

2 支出の部

区 分	予 算 額(円)	摘 要
事業費	950,000円	選手育成強化250,000円 大会開催300,000円 講習会開催300,000円 スポーツ普及活動100,000円
人件費	113,400円	謝金113,400円(委託金人件費の70%)
事務費	110,000円	旅費交通費90,000円 福利厚生費20,000円
事務局費	22,956円	事業収入の10%
管理費(事業費)	259,370円	教室運営費1,000円×12ヶ月 通信運搬費148,440円 通信設備月額3,920円×12ヶ月 郵送費101,400(84円×1,208通) 消耗品費20,000円 印刷製本費30,000円 損害保険料33,600円(28円×1,200人) 諸会費15,330円 愛媛県障がい者スポーツ協会5,330円 松山市社協10,000円
次期繰越金	728,176円	
計	2,183,902円	

愛媛県障害者フライングディスク協会 役員名簿
2020年4月1日～2022年3月31日

役職名	氏名	地区
会長	信田 基	松山
副会長	西坂 信	西条
副会長	石村 健	四国中央市
理事長	有重 嘉紀	松山
副理事長	川野 廣明	大洲
理事	篠森 敦	松山
理事	佐々木 一光	松山
理事	花原 小百合	今治
理事	松南 美由喜	新居浜
理事	渡部 敬三	新居浜
理事	藤田 真紀	松山
理事	秦野 保之	松山
理事	米田 智栄	大洲
理事	河野 眞知子	松山
理事	山崎 亞希子	大洲
理事	関 栄治	松山
理事	井下 彰夫	新居浜
理事	曾根 知行	松山
事務局長	長山 也寸志	松山
事務局次長	大原 卓	松山
監事	山本 智弘	松山
監事	高橋 章哲	西条

愛媛県障害者フライングディスク協会 会則

平成19年3月3日制定

(名 称)

第1条 本会は「愛媛県障害者フライングディスク協会」(以下、「協会」という。)と称する。
また英語名は、「EHIME FLYINGDISC ASSOCIATION FOR THE DISABLED」とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、事務局長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、愛媛県内における障害者フライングディスクの奨励、進行、普及を図るため、フライングディスクに関する諸事業を行い、併せて障害者福祉の増進並びに啓蒙に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フライングディスク競技大会やスポーツ教室の開催並びに関連する大会への協力
- (2) 指導員の派遣と研修会の開催、協力
- (3) 障害者福祉の増進並びに啓蒙
- (4) その他、この協会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は次の会員を持って構成する。

- (1) 団体正会員 この協会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 個人正会員 この協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 賛助会員 この協会の目的に賛同して支援する個人または団体

(会員の資格)

第6条 会員の資格は入会した日から開始される。

- 2 会員の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年の途中で入会した会員は、その日から翌年3月31日までとする。
- 3 会員はその資格を更新するため、別に定める年会費を3月末日までに納めるものとする。

(会員資格の停止)

第7条 会員が次の各号に該当したとき、理事会の承認を経て理事長がその資格を停止することができる。

- (1) 本会会費の納入を怠ったとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に違反する行為があったとき

(役員及び定数)

第8条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1人
- (4) 理事 8人以上16人以内(内、副理事長1人、事務局長1人、事務局次長1人)
- (5) 監事 2人

(役員選出)

第9条 会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長、事務局次長は、理事会において選出し総会の承認を経て決定する。

ただし、設立時は理事会が構成されていないため、設立準備会において選出し、設立総会の承認を経て決定する。

- 2 理事及び監事は正会員の中から総会において選出する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会務を処理し、理事会の取りまとめを行う。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 事務局長は、理事長、副理事長を補佐し、業務を掌握する。
- 6 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 8 監事は次の業務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

(組織)

第12条 本会に、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回以上開催し、会長がこれを招集し、議長となる。
- 3 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、出席は委任状をもって替えることができる。
- 4 総会は、役員、本会の事業、会費、予算、決算、会則の改廃の承認及び会長が必要と認めた事項を議決するものとする。
- 5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要求があったときに開催するものとする。
- 6 総会の議決は、出席会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案を審議承認する。
- (2) その他、必要な議案を審議決定する。
- 2 理事会は、会長、副会長及び理事を持って構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決定する。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的寄付をもって支弁する。

- 2 本会の資産は、本会の目的達成のため以外に使用してはならない。

(会費)

第16条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 団体会員 年額一口 5,000円
- (2) 個人正会員 年額一口 2,000円 (ただし、JFFD指導員はその登録料をこれにあてる)
- (3) 賛助会員 年額一口 1,000円

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改廃)

第19条 本会の会則は、総会において出席者の過半数の議決を経なければ改廃することができない。

付 則

(会則の改廃)

- 1 本会の会則は、平成19年3月3日より施行する。
- 2 この会則は、平成26年4月19日より施行する。(第8・9・10条一部改正)

行動旅費規程

【目的】

この規程は障害者フライングディスク活動実施に伴い、国内で行動する場合の旅費等取扱い及び手続きに関する事項を定める。

【定義】

この規程における国内行動とは、愛媛県障害者フライングディスク協会主催行事及び当協会に行動要請を受けた行事につき支給対象とする。

【交通費】

① 自家用車利用の場合

燃料費は自宅を起点とし目的地までの距離に応じ下表により支給する。

尚、高速利用料金は実費とする。

片道 距離	(単位：円) 燃料費
5 km未満	0
5 km～ 10 km未満	100
10 km～ 20 km未満	200
20 km～ 50 km未満	400
50 km～100 km未満	900
50 km増すごとに	500

② 公共機関利用（電車・汽車、船舶、航空機等）

実費（領収証要）とする。

【手続き】

支給対象者は「旅費支給申請書」を提出の上、担当者承認を得ることとする。

申請は自己申告とし、同一年度内の申告漏れは支給対象外とする。

2016年4月改定

報酬規程

各団体・組織より愛媛県障害者フライングディスク協会に委任され協会として受任した競技・講習会等において、謝礼・報酬等名目により金員受領時の扱いについて以下規程する。

- ① 障害者フライングディスクの競技、講習会、教室等の活動においては、愛媛県障害者フライングディスク協会（以下 協会）承認の基、実施することとし、指導者個人に謝礼・報酬等が支払われる場合においては協会受任事項として扱い、対象者については日当・交通費として協会より支払うものとする。
- ② 謝礼・報酬等の支払いについては、受領金員5千円以上は50%を協会に50%を対象者に還元することとする。受領金員5千円未満は対象者に全額還元することとする。
- ③ 本規程は2013年6月より実施するものとする。
本規程は2016年4月より実施するものとする。（一部改訂）

被服貸与規程

この規程は障害者フライングディスク諸行事参加に伴い、公認指導者として活動する場合の公式ユニフォーム着用に伴う被服貸与に関する事項を定めたものである。

- ① 障害者フライングディスクの諸活動においては原則、公式ユニフォーム着用となることから、公認指導者登録者にはポロシャツ及びキャップ（帽子）について一着のみ貸与することとする。
- ② 当協会の脱会、指導者登録抹消時は、すみやかに貸与物品を返納すること。
- ③ 以後、被服の追加については、実費にて個人購入とする。（協会にて購入斡旋有）
- ④ 尚、ワッペンについても貸与物品であることから指導者登録抹消時は連盟に返納すること。（ワッペン紛失時は実費にて個人購入とする）
- ⑤ 着用が義務付けられた名札についても貸与扱いとするが、紛失時は無償にて再発行する。
- ⑥ 本規程は2015年9月より実施するものとする。